法律第三十九号

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律

（漁船損害等補償法の一部改正）

第一条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「補てんする」を「補塡する」に改める。

第三条第一項中「（漁船の定義）」を削り、同条第四項中「てん補する」を「塡補する」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第十三条及び第十五条第二項中「地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては」を削る。

第十六条第三項中「設定」を「作成」に改める。

第十八条第一項中「申請」を「規定による申請」に改め、同項に次の一号を加える。

三　保険金の支払に充てることのできる資産の額が、大規模な事故が生じた場合においても保険金を確実に支払うために必要かつ適当なものとして政令で定める額に満たないとき。

第二十一条第一項第六号中「積立」を「積立て」に改める。

第二十三条中「の定める」を「で定める」に改める。

第二十四条第一項中「三箇月前」を「三月前」に改める。

第二十六条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十八条中「一箇」を「一個」に改める。

第二十九条第一項及び第二項中「定款の」を「定款で」に改める。

第三十条第三項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項本文中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第三十一条の二第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十二条の三中「すべて」を「全て」に改める。

第三十四条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改める。

第三十七条第一項中「あてれば」を「宛てれば」に改める。

第三十八条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第三十九条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第四十一条中「（代表者の行為についての損害賠償責任）」を削る。

第四十三条第一項中「定が」を「定めが」に改める。

第四十六条第一項中「定款の」を「定款で」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第四項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項ただし書中「定款の」を「定款で」に改め、同条第八項中「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第四十七条第三項中「（支配人の代理権）」、「（支配人の競業の禁止）」及び「（表見支配人）」を削る。

第四十八条第四項中「写」を「写し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十九条中「定を」を「定めを」に改める。

第五十条第一項第五号中「第八十六条第二項」を「第八十六条第三項」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改め、「、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては」を削る。

第五十一条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十四条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「一箇月」を「一月」に改める。

第五十五条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十七条中「基いて」を「基づいて」に改める。

第五十九条の二第一項中「二箇月」を「二月」に改める。

第六十一条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第六十二条の四中「おいては」を「おいて」に改める。

第七十七条第一号中「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第八十条中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第八十三条中「（登記所及び登記官）」、「（登記簿等及び登記手続の通則）」、「（支配人の登記）」、「（株式会社の登記）」及び「（登記の更正及び抹消並びに雑則）」を削る。

第八十五条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改める。

第八十六条の見出しを「（改善命令等）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「を採るべき旨」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

農林水産大臣は、組合の財産の状況に照らして、組合の事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その組合に対して、措置を講ずべき事項及び期限を示して、事業の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命じ、その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第八十七条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「一箇月」を「一月」に、「取消」を「取消し」に改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条　削除

第九十条の見出しを「（保険引受けの拒否の制限）」に改め、同条中「申込」を「申込み」に、「事由」を「理由」に、「引受」を「引受け」に改める。

第九十一条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第九十五条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第九十六条ただし書、第九十七条及び第九十八条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第百条中「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「てん補し」を「塡補し」に改め、同条第二号中「の定める」を「で定める」に、「てん補する」を「塡補する」に改める。

第百一条及び第百二条中「てん補し」を「塡補し」に改める。

第百三条、第百四条第一項及び第百五条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第百六条の見出し中「積立」を「積立て」に改め、同条中「の定める」を「で定める」に改める。

第百七条の見出し中「積立」を「積立て」に改め、同条中「補てん」を「補塡」に、「の定める」を「で定める」に改める。

第百九条中「（告知義務等）」を削る。

第百十条第一項中「地域組合」を「組合」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「の定める」を「で定める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とする。

第百十一条の二第一項ただし書及び第百十一条の三第一項ただし書中「事由」を「理由」に改める。

第百十一条の四中「の定める」を「で定める」に、「てん補する」を「塡補する」に改める。

第百十一条の五第一項第四号中「だ捕され」を「拿捕（だ）され、」に改める。

第百十一条の六中「（保険委付）」及び「（第三者のためにする損害保険契約等）」を削る。

第百十二条第一項中「且つ」を「かつ」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第七項中「時において」を「場合において、」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「場合には」を「ときには」に改める。

第百十三条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条第一項中「政令の」を「政令で」に、「事由」を「理由」に改め、同条第四項中「払込」を「払込み」に改める。